

2023 年度

認定留学奨学金

募集要項

(2023 年 4 月 1 日)

追手門学院大学

国際連携企画課

2023 年 4 月 1 日 (ver.1)

はじめに

本奨学金は、追手門学院大学学部学生認定留学規程により認定留学の許可を得た者に対し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給することで経済支援を行い、認定留学を奨励する目的で支給するものです。

申請は、その支給の根拠となる認定留学と併せて行う必要があるため、認定留学の申請と並行して奨学金の申請を進めて下さい。

目次

I. 認定留学奨学金の概要	4
1. 認定留学奨学金について	4
2. 対象者と対象期間について	4
3. 給付額について	4
II. 認定留学奨学金への申請と支給方法	4
1. 準備から認定留学許可までの流れ	4
2. 申請方法及び期間	5
3. 支給可否の審議・決定	6
4. 支給方法	6
III. 問い合わせ先	6

I. 認定留学奨学金の概要

1. 認定留学奨学金について

認定留学奨学金は、追手門学院大学学部学生認定留学規程により認定留学の許可を得た者に対し、その留学期間において**本学及び外国の大学の両機関への学費支払い**が発生することから、本学授業料相当額を支給することで経済支援を行い、認定留学を奨励することを目的としている。

2. 対象者と対象期間について

(1) 対象者

本奨学金の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 申請時及び受給時に本学に在籍している学部学生であること。
- 当該学生が所属する学部の学部会議にて認定留学の許可を得ていること。

(2) 対象期間

本奨学金は最長で2学期までとし、1回限りとする。

3. 給付額について

認定留学奨学金の給付額は当該学生が所属する学部の授業料相当額とする。ただし、他の奨学金等により授業料相当額の減免を受けている場合は、その額を差し引いた実負担額を支給する。このことから、既に授業料の全額について免除等を受けることが決定している学生は、支給すべき実負担額がないことから、申請をすることができない。

日本学生支援機構の修学支援制度や本学が実施する奨学金制度で支援を受けている学生や今後受ける予定の学生は、国際連携企画課へ事前に相談をすること。

例：秋学期授業料が425,000円とし、追手門学院大学桜みらい奨学金より秋学期授業料に対する奨学金100,000円が支給される場合、その差額325,000円を支給する。

II. 認定留学奨学金への申請と支給方法

1. 準備から認定留学許可までの流れ

(1) 認定留学への申請

認定留学奨学金は、認定留学を行う者が対象となる制度であることから、学生は認定留学自体の申請を並行して行う必要がある。**認定留学奨学金のみへの申請はできない**ため、必ず認定留学の申請を進めること。

(2) 認定留学奨学金の申請

認定留学奨学金への申請は、その**根拠となる認定留学の申請と同時に**行う必要がある。次項目にある申請方法等の指示に従い申請すること。なお、期限は認定留学の申請と同時となることから、その期限に準じる。**遅延しての提出は受理されない**。

(3) 国際連携企画委員会での審議と支給可否の決定

学生が所属する学部で**認定留学の許可があった後**、提出された申請書類に基づき、国際連携企画委員会において審議され、学長の指名する副学長が決定する。なお、学部会議で認定留学に関する審議で許可がされない場合には、対象者から外れるため、本奨学金に関する審議を行わない。

2. 申請方法及び期間

全ての書類を申請者本人が提出すること。なお、申請期間中に適正な方法で申請があった場合においても、申請書類に不備等あった場合には申請不受理の判断を行うことがあるので、必ず申請書類の二重チェックを行い、記入漏れ等の不備の無いことを確認し申請すること。

また申請書類には、その作成・記入に時間が必要なものがあるため、余裕をもって学内での相談を進め作成を行うこと。申請期限間近での相談などにより申請期限を超過した場合についても本学は責任を負わない。

(1) 申請書類

- ①認定留学奨学金申請書（定型書式1）
- ②その他本学が提出を指定した書類

(2) 申請期間

根拠となる認定留学の申請期限に準じる。

(3) 申請場所

以下の場所へ申請を行うこと。以下で指定されるキャンパスや時間以外での申請は受理できないので注意すること。原則として申請者本人が対面で申請を行い、特段の事情がある場合には事前に申し出た上で指示に従うこと。

【追手門学院大学総持寺キャンパス国際連携企画課（総持寺キャンパス大学棟2階）】

申請時間：9:10～16:00（平日）

電話：072-697-8162

E-mail：ogu-outbound@otemon.ac.jp

3. 支給可否の審議・決定

申請者より申請があったのち、国際連携企画課において申請書類等のレビューを行う。**本奨学金の根拠となる認定留学について学部会議で審議・許可があったのち、申請書類が国際連携企画委員会へ回付され、支給可否の審議が行われる。**

支給可否の結果については、国際連携企画課より申請者に対して Campus Square 上で通知を行う。

4. 支給方法

原則として、本奨学金は、認定留学期間に該当する本学の各学期の授業料等の学費の納付に併せ、**予め授業料から差し引かれる。**このことから、学生は、既に**本奨学金が適用された学費納付書類（通常は授業料が0円となった納付書類）を受取り、これを基に授業料等の学費を納付する。**

ただし、すでに給付対象となる授業料相当額が納付済みの場合は、給付額を当該学生が指定する本人名義の口座へ返金する。

なお、本奨学金の根拠となる認定留学が中止・取消となった場合は、給付を取消することがある。また、取消となった場合は、学生は所定の期日内にその全額を返還しなければならない。

III. 問い合わせ先

追手門学院大学総持寺キャンパス国際連携企画課（総持寺キャンパス大学棟2階）

電話：072-697-8162

Email：ogu-outbound@otemon.ac.jp